

「デジタルデバイド対策事業」実施業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

「デジタルデバイド対策事業」実施業務について、公募型プロポーザルにより当該業務の受託者を選定するもの

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

「デジタルデバイド対策事業」実施業務

(2) 業務内容

別紙「『デジタルデバイド対策事業』実施業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託料の上限額

2, 500 千円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記限度額とは別に、契約手続において予定価格を設定します。

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年3月25日(水)まで

3 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次の条件のすべてを満たす者としてします。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- (2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続に遺漏がないこと。
- (3) 常時、対面又はオンラインで打合せを行うことが可能な体制を整えていること。
- (4) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
- ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与したと認められる者

- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ⑥ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- ⑦ 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ⑧ 参加者が破産者で復権を得ないもの又は会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き中もしくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者
- ⑨ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者
- ⑩ 風俗営業等の規制又は業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食業、同業第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
- ⑪ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている者
- ⑫ 県税を滞納している者
- ⑬ 民法（明治29年法律第89号）第13条第1項10項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）
- ⑭ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

4 プロポーザル参加手続

（1）参加申し込み

本プロポーザルに参加を予定する場合は、参加申込書（様式第1号）を3月25日（火）午後5時までにメールにて提出してください。

事情により参加を辞退する場合は、3月28日（金）午後5時までに辞退届（様式任意）をメールにて提出してください。

（2）質問

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書（様式第2号）を3月25日（火）午後5時までにメールにて提出してください。電話及び口頭による質問は受け付けません。なお、質問に対する回答は、3月27日（木）までに質問提出者あてにメールにて通知します。

(3) 受け付けない質問項目

- ① 他の応募者に関する質問
- ② その他、プロポーザルに参加する者として適切でない質問

(4) その他

メールで送信後は必ず県担当者へ電話連絡をお願いします。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

次の①～⑥の書類を提出してください。なお、提出いただいた書類等は返却しません。また、必要に応じて追加資料を提出いただくこともあります。

① 提案書（様式第3号）

② 企画提案書（様式任意）

別紙仕様書を踏まえ、具体的かつ簡潔に記載してください。

- ・ 委託業務に係る考え方
- ・ 委託業務の進め方（業務の具体的な実施方法、実施体制、業務スケジュールなど）
- ・ 委託業務で取り組む内容（養成講座受講者の募集方法、スマホサポーター養成講座の実施内容など）
- ・ 委託期間内に、より高い事業効果を発揮して委託業務を完了させるための工夫

③ 委託業務実施体制

- ・ 会社の業務概要（様式第4号）
- ・ 委託業務を実施するための社内の実施体制及び配置担当者等（様式任意）

④ 概算見積書（様式任意）

- ・ 本委託業務の実施に伴う全ての経費（消費税及び地方消費税相当額を含む）を算出し、見積書を作成してください。
- ・ 積算の内訳がわかるように記載してください。

⑤ 類似案件の受託実績に関するPR資料（様式任意）

⑥ その他参考となる書類

(2) 提出期限

令和7年3月31日（月）午後5時【必着】

(3) 提出方法

メール

※（1）提出書類の電子データ一式を提出することとし、送信後に必ず県担当者へ電話連絡をお願いします。

6 委託候補者の決定

(1) 審査方法

- ・ 提出された企画提案書等の内容を書面により審査します。なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。
- ・ 企画提案書等の内容を総合的に審査の上、事業実施に適切な業者を受託候補者として採用します。なお、概算見積書の金額が安価な提案を行った者を、第一義的に採用するものではありません。

(2) 審査の基準

- ・ 下表のとおり

審査項目	評価内容		配点
実施体制 及び業務 実績・能力	実施体制	・ 業務が適切にかつ確実に実施できるための担当者と体制が整っているか ・ 県や関係者との連絡や調整等が速やかに対応できる体制となっているか ・ 業務遂行スケジュールは適切なものであるか	20 点
	業務実績	・ 類似業務の実績は十分か ・ 実績から事業を遂行できる能力を有しているか	10 点
	見積金額	・ 見積もりの積算が適切であり、確実に実現可能か	10 点
企画提案 内容	事業の考え方	・ 本事業の目的及び内容等を理解した企画提案となっているか	10 点
	企画内容等	・ より多くの受講者の参加を期待できる内容となっているか。 ・ 企画全体を通して、スマホサポーターの活動につながる事が期待される効果的なものとなっているか	30 点
	提案の実効性	・ 実効性のある提案がなされているか	20 点
計			100 点

(3) 結果通知

審査結果については、採用の有無に関わらず、後日書面（メールへの添付）で通知するとともに、富山県ホームページにおいて、契約候補者の名称等を公開します。

なお、決定経緯及び決定理由等に関する問い合わせには応じません。

7 契約

採用業者とは、内容を別途協議のうえ、契約を締結します。契約内容等については、協議の中で企画提案書等の内容から変更・修正する場合があります。

8 その他

- (1) 提案は、参加業者 1 社につき 1 案とします。

- (2) 次に掲げる場合については提案を無効とします。
- ① 所定の日時まで所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合
 - ② 本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
- (3) プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は参加者負担となります。提出された企画提案書等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- (4) 委託料には、受託者の旅費、資料の郵送費等の一切の付帯費用を含むものとします。
- (5) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (6) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではありません。
- (7) 業務の実施にあたり、第三者（県及び受託者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じてください。
- (8) 委託業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとします。

9 スケジュール

令和7年3月18日（火）	実施公告
令和7年3月25日（火）午後5時	質問書提出期限
令和7年3月25日（火）午後5時	参加申込書提出期限
令和7年3月31日（月）午後5時	企画提案書等提出期限
令和7年4月中旬（予定）	審査会による書面審査、審査結果通知
令和7年4月下旬以降	契約締結

10 提出・問い合わせ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

富山県知事政策局デジタル化推進室デジタル戦略課 高松

TEL:076-444-3117

E-mail: adigitalkasuishin@pref.toyama.lg.jp